

STCW条約基本訓練(消火)コース



区分	STCW条約マニラ改正完全実施に伴う第6章第1規則に定める基本訓練			
対象	船舶に乗り組む船員全員			
訓練概要	2日(座学0.5日、火災消防実習1.5日) 受講料: 140,400円(税込)			
	持運び式消火器の取扱い、実火を使用した大小規模の消火、呼吸具を装着しての搜索救助等、STCW条約が定める10科目を体得する訓練			
	第1日	0830~0900 日程説明等 0930~1200 座学(火災・爆発のメカニズム、発火源、消火剤、消火作業の基本) 1300~1700 実習 ①持運び式消火器(粉末・泡)取扱実習 ②ホース・ハンドリング・コマンド実習 ③消火作業の基本	第2日	0830~0950 座学(船室火災、模擬機関室火災) 0950~1630 実習 ①高発泡区画への通過実習 ②船室火災(自蔵式空気呼吸器装着)消防実習 ③搜索救助実習(自蔵式空気呼吸器装着) ④甲板火災消火実習 ⑤機関室火災消防実習 1630~1700 判定試験等

センターでは、STCW条約で規定されている以下の10科目について、すべての実習を実施しています。

- ① 各種持運び式消火器の使用
- ② 自蔵式呼吸具の使用
- ③ 小規模火災の消火
- ④ 大規模火災の水による噴射(jet)及び噴射(spray)ノズルを用いた消火
- ⑤ 泡、粉末又は他の適切な化学薬剤による消火
- ⑥ 高発泡率の泡が注入された区域への呼吸具を装着することなく命綱だけの進入及び通過
- ⑦ 煙の充満した閉鎖区域における自蔵式呼吸具を装着しての消火活動
- ⑧ 炎及び大量の煙の充満した居住区または模擬機関室内における霧状水又は他の適切な消火剤による消火
- ⑨ 霧放射器(fog applicator)及び噴射(spray)ノズル、乾燥化学薬品粉末又は泡放射器による油火災の消火
- ⑩ 煙の充満した区域において呼吸具を装着しての救助の実施